

令和3年度～令和6年度 評 議 員 名 簿

1 社会福祉法人名 敬 愛 2 所 在 地 千葉県佐倉市山王1丁目9番地8 ☎ 043-310-6811

3 評 議 員 定 数 7人以上11名以内

4 任 期 令和3年6月8日選任。 選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

評議員 役名	氏 名	生年月日	性別	住 所	主な職歴等	就 任 年月日		親族及び 利害関係	評議員の資格						連絡先（自宅）
									学識 経験	地域 代表	施設 長	社会福 祉経験	財務	その他 役員等	
委員	くわばら いつみ 桑原 逸美		女			令和3年 6月8日		なし	○		○			○	
委員	さくま あつこ 佐久間敦子		女			令和3年 6月8日		なし	○		○				
委員	いとう ゆうこ 伊藤 祐子		女			令和3年 6月8日		なし	○		○	○			
委員	こんどう たけお 近藤 武雄		男			令和3年 6月8日		なし		○		○		○	
委員	まつお ただまさ 松尾 忠正		男			令和3年 6月8日		なし	○		○			○	
委員	おかざき よしこ 岡崎 好子		女			令和3年 6月8日		なし		○		○			
委員	さめだ のぶお 鮫田 信夫		男			令和3年 6月8日		なし		○		○			

☆評議員選出基準

- ・評議員選出基準は、評議員選任・解任委員会運営細則第9条第1項に基づき定めたものである。
- 法律上、評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任する。
- 【法的根拠】社会福祉法第39条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

1【評議員として識見を有する者】

- ・社会福祉事業や学校など公益的な事業の経営者
- ・社会福祉に関する学識経験者（大学教員等）
- ・地域の福祉関係者（民生委員、児童委員等）
- ・社会福祉法人職員あるいは経験者
- ・地域の団体が適切な者として推薦する者

2【評議員として選出が不可の者】

- ・本法人の理事・監事及びその親族
- ・本事業所の職員及びその親族

3【備 考】

- ・居住地域は問わない。
- ・他の社会福祉法人の理事・監事が兼務することは可である。